公益財団法人全日本スキー連盟

改正案

5．　バッジ代及びワッペン代

各種資格名	バッジ代	ワッペン代	備考
功労スキー指導員	2,200円	—	
功労スキー準指導員	2,200円	—	
公認スキー指導員	2,200円	—	
公認スキー準指導員	2,200円	—	
功労スノーボード指導員	2,200円	—	
功労スノーボード準指導員	2,200円	—	
公認スノーボード指導員	2,200円	—	
公認スノーボード準指導員	2,200円	—	
公認名誉クロスカントリースキー指導員	2,200円	—	
公認クロスカントリースキー指導員	2,200円	—	
公認名誉スキー検定員	2,200円	—	
公認スキーA級検定員	2,200円	—	
公認スキーB級検定員	2,200円	—	
公認スキーC級検定員	2,200円	—	
公認スノーボードA級検定員	2,200円	—	
公認スノーボードB級検定員	2,200円	—	
公認スノーボードC級検定員	2,200円	—	
公認名誉クロスカントリースキー検定員	2,200円	—	
公認クロスカントリースキー検定員	2,200円	—	
功労スキーパトロール	2,200円	—	
公認スキーパトロール	2,200円	—	
公認ドクターパトロール	2,200円	—	
生涯スキーリーダー	なし	2,000円	

6．　バッジテスト検定料及び公認料

区分	検定料	公認料	備考
スキープライズテスト　クラウン	講習料を含めて、主管加盟団体において定める。本連盟登録会員は、受検料について考慮する。	8,000円	バッジ、合格証を含む
スキープライズテスト　テクニカル		6,000円	バッジ、合格証を含む
スキー級別テスト　1級		3,300円	バッジ、合格証を含む
スキー級別テスト　2級		2,500円	バッジ、合格証を含む
スキー級別テスト　3級		2,000円	バッジ、合格証を含む
スキー級別テスト　4級		1,500円	バッジ、合格証を含む
スキー級別テスト　5級		1,200円	バッジ、合格証を含む
ジュニアテスト　1級	講習料を含めて、主管加盟団体において定める。本連盟登録会員は、受検料について考慮する。	1,600円	バッジ、合格証を含む
ジュニアテスト　2級		1,400円	バッジ、合格証を含む
ジュニアテスト　3級		1,300円	バッジ、合格証を含む
ジュニアテスト　4級		1,200円	バッジ、合格証を含む
ジュニアテスト　5級		1,100円	バッジ、合格証を含む
ジュニアテスト　6級		1,000円	バッジ、合格証を含む
クロスカントリースキー級別テスト　1級	2,000円	3,300円	バッジ、合格証を含む
クロスカントリースキー級別テスト　2級	1,500円	2,400円	バッジ、合格証を含む
（小・中学生）	700円	1,300円	バッジを含む
クロスカントリースキー級別テスト　3級	1,000円	2,200円	バッジ、合格証を含む
（小・中学生）	500円	1,100円	バッジを含む
スノーボードプライズテスト　クラウン	講習料を含めて、主管加盟団体において定める。本連盟登録会員は、受検料について考慮する。	8,000円	バッジ、合格証を含む
スノーボードプライズテスト　テクニカル		6,000円	バッジ、合格証を含む
スノーボード級別テスト　1級		3,300円	バッジ、合格証を含む
スノーボード級別テスト　2級		3,300円	バッジ、合格証を含む
スノーボード級別テスト　3級		1,500円	バッジ、合格証を含む
スノーボード級別テスト　4級		1,400円	バッジ、合格証を含む
スノーボード級別テスト　5級		1,300円	バッジ、合格証を含む

7．　その他

区分	備考
資格再認定申請料	資格を喪失した年度から1年以内、1資格につき10,000円
	資格を喪失した年度から2年以内、1資格につき17,000円
	資格を喪失した年度から3年以内、1資格につき24,000円
	資格を喪失した年度から4年以内、1資格につき31,000円
	資格を喪失した年度から5年以内、1資格につき38,000円
国際大会参加許可申請手数料	3,000円　（ＳＡＪ強化指定選手は除く）
集金事務手数料（スキー補償制度）	本手数料の配分を本連盟60%、加盟団体40%とする。
全日本スキー技術選手権大会参加料	15,000円
全日本スノーボード技術選手権大会参加料	12,000円
スキーデモンストレーター選考会参加料	15,000円
スノーボードデモンストレーター選考会参加料	12,000円

平成29年７月15日　改定し、平成29年８月１日　適用
平成30年７月21日　改定し、平成30年８月１日　適用
令和元年７月10日　改定し、令和元年８月１日　適用
令和元年12月11日　改定し、令和２年８月１日　適用
令和３年７月７日　改定し、令和３年８月１日　適用
令和３年９月27日　改定し、令和３年９月27日　適用
令和４年４月18日　改定し、令和４年８月１日　適用
令和４年７月５日　改定し、令和４年８月１日　適用
令和５年７月20日　改定し、令和５年８月１日　適用